平成３１年度青森県６次産業化サポートセンター業務委託　仕様書

１　事業の目的

　　農山漁村の活性化を図るためには、農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）による加工・販売分野への進出を促進するなど、１次産業たる農林漁業と、２次産業・３次産業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物等の資源を有効に活用して、農林漁村地域における雇用の確保と、所得の向上を目指す農林漁業者等の６次産業化、農商工連携、地産地消（以下「６次産業化等」という。）を推進することが重要な課題となっている。

このため、青森県では、県内の農林漁業者等の６次産業化等を推進する支援機関（以下「青森県６次産業化サポートセンター」という。）を設置し、農林漁業者等の６次産業化の推進を支援する民間の専門家（青森県６次産業化アドバイザー。以下「アドバイザー」という。）による農林漁業者等が抱える各種の課題に対して個別相談等を実施し、農林漁業者等の６次産業化等の取組を支援することで、本県における６次産業化を推進するものである。

２　委託業務名

　　平成３１年度青森県６次産業化サポートセンター業務委託

３　契約期間

　　契約の日から平成３２年３月１３日（金）まで

４　委託業務の内容

　　県内の農林漁業者等の６次産業化を推進するため、県と協議しつつ関係機関と協力・連携し、青森県全域を対象とした本委託事業を円滑に実施するために、以下の事項に係る事業を実施する。

（１）青森県６次産業化サポートセンターの設置

　　　サポートセンターの体制として、事業全体の責任者である統括企画推進員、それぞれの事業実施に係る企画立案を行う企画推進員及び経理責任者を定めたうえで、当業務委託に係る事業執行体制を構築するとともに、県や国、関係する市町村等の関係機関や、県内各地域の多様な人材と随時連絡調整が行える連携体制を有したサポートセンターを構築し運営すること。

　　　サポートセンターは、県内において支援ニーズ等を適切に把握したうえで支援業務を実施するため、県内に１か所以上の常設の拠点（平日の少なくとも９時から１７時の間を運営時間とすること。）を設置し、農林漁業者等からの相談対応、支援対象案件の発掘、本事業の実施に関する企画立案及び情報発信、アドバイザー等の派遣に関する日程調整及び進行管理を行うこと。

（２）検討委員会の開催及びアドバイザーの選定

　　　学識経験者、県等を委員とする検討委員会を設置、開催し、アドバイザーによる活動支援の実施にかかる方針の検討・作成を行う。

　　　アドバイザーは公募により募集し、本検討委員会において書類審査及び面接により実施されることとする。なお、農林漁業者等への支援の継続性を担保するため、前年度にサポートセンターに登録されていたアドバイザーについては、県と協議のうえ派遣実績や評価結果に特段の問題が認められないとされた者は、引き続きアドバイザーに選定して差し支えない。

アドバイザーの選定要件、業務内容、活動に要する旅費及び謝金については、別添「青森県６次産業化アドバイザー選定及び業務基準」に定めるところによるため、初回の検討委員会では、当該内容を確認するほか、別途必要がある場合は、新たな規約を定めることとする。

【参考】 平成３０年度登録アドバイザーとその専門分野

（３）６次産業化サポート活動の支援

　　　（２）で選定された人材をアドバイザーとして登録し、６次産業化等に取り組む農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する情報発信を行う。

①相談対応

６次産業化等に取り組む農林漁業者等へのアドバイザーの派遣（日程調整や進行管理を含む。）を行うとともに、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成２２年法律第６７号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第５条第１項に基づく総合化事業計画（以下「総合化事業計画」という。）の認定に向けたサポートや、当該認定後のフォローアップ（商品開発や販路開拓、補助事業などの活用による資金調達等に関すること）を行うこと。

　　　なお、一農林漁業者等が一年度当たりに受けられるサポートセンターからのアドバイザーの派遣回数の上限は、原則１０回までとする。ただし、当該農林漁業者等の依頼に基づき支援計画を策定し、検討委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

②相談者カルテの作成

サポートセンターは、アドバイザーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を図るため、アドバイザーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテ（別記様式１）を作成し、県に報告すること。

相談者カルテには、農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、６次産業化等に向けた取組についての現状、計画及び課題や相談内容を記録し、これに対する改善策の提案等を記録すること。

なお、サポートセンターの企画推進員等による対応についても同様とする。

③満足度調査の実施

アドバイザーの評価を行うため、アドバイザーの派遣先の農林漁業者等に対し、派遣したアドバイザーの改善提案、取組姿勢、説明のわかりやすさ等に関する満足度調査（別記様式２）を行うこと。

④アドバイザーの評価

アドバイザーの選定に活用するため、アドバイザーが作成した相談者カルテの内容、及び派遣に係る③の満足度調査の結果に基づき、アドバイザーの活動実績を整理して、その評価（別記様式３）を行い、その結果を県へ報告するとともに、今後の事業推進に関する協議を行うこと。

⑤派遣後の取組状況の調査

サポートセンターは、アドバイザーの派遣を受けた農林漁業者等に対して、派遣後の課題解決の状況、今後の課題等について調査を行い、別記様式４にその結果を取りまとめ、県に報告すること。 また、調査後には、課題解決に至っていない事案について、要因分析を行うとともに事後フォローを行うこと。

　　⑥情報発信

情報発信については、サポートセンターの概要や６次産業化にかかる各種支援制度を紹介するパンフレットを作成し、必要に応じて農林漁業者等に配布すること。

（４）アドバイザーの登録状況及び派遣実績の報告

　　　アドバイザーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を、四半期ごとに別記様式５及び別記様式６により作成し、当該四半期の翌四半期の初日からの１０日以内に県に提出すること。

（５）青森県６次産業化アドバイザー会議の開催

　　　相談のあった農林漁業者等の課題を多面的な視点から効果的かつ迅速に解決することを目指し、青森県６次産業化サポートセンター、アドバイザー、県等の関係者を招集する青森県６次産業化アドバイザー会議を、必要に応じて開催すること。なお、会議内容及び開催時期については、県と協議の上で決定することとする。

（６）書類等の整備

（１）から（５）に関する資料を整理し、情報漏洩の防止対策を行ったうえで、厳重に保管すること。

　　　総合化事業計画認定事業者については、対応状況や事業の進捗状況がわかるように、前項（３）②で示す「相談者カルテ」の電子データとしての整備に加え、事業者ごとの個別ファイルを作成し関連資料を綴るなど、事業者の事業進捗管理を行い、事業完了時には県に提出すること。

また、６次産業化推進施策の見直し等に活用するため、県が求めたときは、相談者カルテ、満足度調査及びアドバイザーの評価に関する情報を県に提供すること。

（７）成果の報告

　　　契約期間中の取組内容、事業推進上の問題や解決に向けた改善方法等の提案を取りまとめた様式（任意）の報告書を作成し、県に提出すること。

（８）事業実施における留意事項

　　　本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではなく、受託者は、支援業務の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできない。

５　対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 業務内容 | 対象経費 |
| (１) | 検討委員会の開催 | 委員謝金、委員旅費、資料印刷費等 |
| (２) | ６次産業化サポート活動の支援 | アドバイザー謝金・旅費等（６次産業化アドバイザー会議については旅費のみ支給） |
| (４) | 事業の推進 | 企画推進員手当・旅費等（６次産業化アドバイザー会議出席については旅費のみ支給）、相談者カルテ用紙・満足度調査用紙・アドバイザーの評価用紙・パンフレットにかかる印刷費 |
| (３) | 派遣後の取組状況の調査 | 派遣後の取組状況調査用紙印刷費、集計整理賃金等 |
| (５) | 事業の管理運営 | 管理運営手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、消耗品費等 |

６　委託業務に関する成果品の提出

（１） 平成３１年度青森県６次産業化サポートセンター事業完了報告書１部

（２） 平成３１年度青森県６次産業化サポートセンター事業実施実績書１部

（３） 青森県６次産業化サポートセンター紹介パンフレット１部

（４） 個別相談等の実施内容がわかる資料・写真等１部

（５） その他指示するもの

（６） 上記の報告に係る資料及び企画提案コンペへの提出資料に関する紙資料及び電子データ等の資料を収めた電磁的記録媒体CD-ROM１部

（７） 成果品の提出期限

成果品については、平成３２年３月１３日（金）までに提出すること。